

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）
地域の医療機関、教育機関、他の福祉事業者と連携し、情報共有や合同研修を通じた支援品質の向上を推進しています。
－ 地域の福祉事業者に対し、当社のノウハウを活かした事業承継・運営支援を行い、地域福祉インフラの維持に貢献しています。
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
記録・報告業務のクラウド化やICT活用を推進しており、同業他社へのシステム導入支援も行っています。
－ 職員のITリテラシー向上に向けた社内研修を通じ、福祉業界全体のデジタル活用を促進しています。
- c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
年次健康診断の強化や、職員の心身の健康維持を目的としたカウンセリング体制、ストレスチェック制度を導入しています。
－ 子育て・介護と仕事の両立支援（短時間勤務、希望シフト制など）を通じて、働きやすい職場環境を整備しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働

条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

※該当なし（放課後等デイサービス業において「型取引」は行っていないため除外）

③手形などの支払条件

支払は原則現金または即時決済を基本とし、手形による支払は行っていません。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 当社が関わる福祉系サプライチェーン全体での共存共栄のため、協力事業者に対し「パートナーシップ構築宣言」の普及を呼びかけています。
- ICT 活用における支援成果や業務効率化のノウハウを、地域福祉ネットワークに対し定期的にフィードバックする取組を行っています。

令和7年7月1日

マインドライン株式会社

代表取締役 石島 亮

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。